

役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人裏千家学園（以下「この法人」という。）寄附行為第51条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 職員の役員とは、役員のうち、この法人、一般財団法人今日庵又は一般社団法人淡交会の職員を兼ねる者をいう。
- (3) 非職員の役員とは、役員のうち、職員の役員以外の者をいう。
- (4) 職員の評議員とは、評議員のうち、この法人、一般財団法人今日庵又は一般社団法人淡交会の職員を兼ねる者をいう。
- (5) 非職員の評議員とは、評議員のうち、職員の評議員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、その他の役員又は評議員の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、職員の役員及び職員の評議員については、職員の給与として支給されるものを含まない。
- (7) 費用とは、役員又は評議員の職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 非職員の役員及び非職員の評議員に対しては、報酬等を支給するものとする。

2 職員の役員及び職員の評議員に対しては報酬等を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 非職員の役員及び非職員の評議員に対する報酬の額は、次の表に定める額とする。

(1) 理事

	日 額
理事会等の会議への出席	3 万円
上記のほか、法人業務のための勤務	3 万円

(2) 監事

	日 額
理事会等の会議への出席	3 万円
監事監査等への出席	3 万円
上記のほか、法人業務のための勤務	3 万円

(3) 評議員

	日 額
評議員会への出席	3 万円

(報酬等の支給方法)

第 5 条 非職員の役員及び非職員の評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費を要する場合は、その実費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 7 条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第 100 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 8 条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 9 条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。